

模による発注方法等の研究・検討を要望いたしておきます。

それともう一点、これは指摘をしておきますが、ある工種において、ある時期に突然に発注する際の工種が変わることがあります。私は、これは何とも不思議なことですね、理解ができなかったんですが、なぜこういうことになるのか、どうしても理解ができないんです。

というのは、私は、ある工種について、当時の部長、課長と話をした経緯がございます。だから、今のひな壇部長の方じゃないんですよね。当時の部長、課長さんですから、部署が恐らく違うと思います。「何でこの工種で出すんですかと、この工種じゃないじゃないですか。こっちの工種が本当の工種じゃないんでしょうか」と、私は、そういう話をしたんです。そしたら、当時の部長、課長が言われることは、「いや、これは役所で決めておりますので、この工種で今後とも出させていただきます」と、こういう話だったわけです。そして、部長、課長がかわりました。そしたら、私が言っている工種に変わるんですよ。私は、行政というのは継続じゃないですか。それならそれで、やはり業界の皆さんにも、「この工種は、今まではこういうことであつたけれども、次からはこういう工種で出しますよ」という説明を私はすべきだというふうに思いますし、また、部長、課長がかわるたびに発注工種が変わるといのは、私は、これは絶対におかしいと思います。

そういう意味では、これは事業の発注ですから建設管理部長だと思いますが、そのことは、人事異動によってそういうことがないように、ぜひ注意をしていただきたい。改善を強く要望をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午前11時56分 =

~~~~~

= 再開 午後1時1分 =

副議長（江口 健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番飛田典子議員。

〔飛田典子君登壇〕

6番（飛田典子君） 公明党の飛田典子でございます。

ます。

党を代表し、質問通告に従い質問いたしますので、市長並びに理事者の誠意ある答弁を求めます。

先行き混迷なときだからこそ、足元を見直し、未来を見詰め、知恵を出し合いながら進みたいと願うものです。

1. 行財政改革の推進について。

本件につきましては、昨日の質問に対する市長答弁がかなり踏み込んだ具体的な答弁をされておりますが、(1) バランスシートシステムの具体的な成果については、どのようにもくろんでおられるのか。また、政策評価については、大事なことはその進行管理であります。当然、進行管理に伴い、質の向上も図られます。進行管理について、どのように考えておられるのか。

(2) IT化の進展に伴う展望と目標についてであります。

(3) のワークシェアリングの導入につきましては、既に推進をしている兵庫県、北海道、秋田県は企業をリードしているとのこと。兵庫県は、若年層雇用のチャンスということで、国際課で語学力のある女性をなど、導入している企業は、県内で650社以上だそうです。しかし、重要なことは、社会サポートの中で、子どもの教育費の問題、老後の生活環境、例えば家のローンなど、このような社会の基盤が盤石になって初めてワークシェアリングが根づいていく。要は、生活環境が変わるんだ。景気がよくなっても、こういう雇用の形態の方がいいと、いろいろな生き方ができる社会にしていけるのがワークシェアリングで、何も雇用だけでなく、生き方をお互いに分かち合うということの論議が交わされています。昨日の市長答弁も推進を図ると言っておられますが、現在の高失業率、雇用悪化の中で積極的に推進されることを期待し、改めて市長の決意のほどをお聞かせください。

(4) 外郭団体への委託の廃止と民間委託へ移行した場合の経済効果についてお尋ねします。外郭団体の改革推進に当たっては、委託業務のあり方、補助金、貸付金等についても見直しを行い、必要に応じては統廃合等を進めるとありますが、外郭団体の統廃合については、今後、どのように考えておられるのか。プロパー職員の今後の配置、市

職員の出向についての基本的な考えは、どのようになっているのか。

(5) 市民サービスの向上。行革大綱において一番に掲げているのが、適切な接遇の徹底や縦割り主義的な対応の是正など、市民との応接の改善に努めると掲げています。窓口サービスは、市役所全体の顔です。言いかえれば、市長の顔でもあるんです。服装、身なり、言葉づかいは、市民との応対する上では、一番大事な基本的なことであると考えます。私が、特に気になっておりますのが、職員のスリッパ履きです。市民の方のきちんとした格好に対し、執務をする立場の職員としていかなものか、市長のお考えをお聞かせください。

## 2. 産業の活性化及び雇用創出について。

(1) 女性起業家に対する支援。女性の経営参画の重要な形態であります企業活動の高度化に伴いインターネットビジネスなど、まさに21世紀は女性の世紀と言われておりますとおり、子育て支援体制も図られつつある中で、女性のノウハウを生かし、先行き混迷社会にあって、たくましく、賢く生きていくための支援の意味で、女性起業家への融資制度ができないものかお尋ねします。

(2) ミスマッチ対策。雇用のミスマッチとは、雇用する側が求人を出す職種と雇用される側が希望する職種がかみ合わないことを言います。厚労省が昨年3月に発表した官民職業情報検討委員会の報告書では、求職者の求める情報と企業側の求人情報のずれを指摘しています。職業紹介機関や求人情報誌は、給与や勤務地などの労働条件や職務内容が主であります。ところが、求職者が必要とする重要情報のうち、入手が困難であると感じている情報が実は仕事の内容であることが、同委員会の調査で明らかになっています。求人側は、経験や資格、希望する給与や勤務地はもちろん、本人の価値観、好奇心、素養などの詳細な個人情報にも強い関心を寄せている。しかし、こうした情報は言葉や文字で表現しにくい。本当に自分の適した仕事なのかわからない求職者と、本当に必要な人材なのか判断に悩む求人側、さらに両者とも政府や自治体の雇用政策についての詳しい知識や正しい認識を欠いているのではないのでしょうか。そこに行政も入り、三者の間に立って、行政の施策の説明や職業訓練も含めた適切なアドバイスを

する専門家、それがキャリアカウンセラーであります。それについては、2001年度第1次補正予算で約100人を配置。さらに2002年度に1万人の予算が確保されていますが、坂口厚生労働大臣は、「5万人になれば1人で30人受け持つと年間150万人のお世話ができる計算になり、現在の失業者の半数近くになる」と強く訴えています。

公明党は一昨年、緊急雇用対策で、キャリアカウンセラー資格制度の創設を提唱したのを初めキャリアカウンセラーの必要性を主張し、その拡充に取り組んでまいりました。

そこで、お尋ねいたします。本市としましても、雇用対策に向けては、特別委員会も立ち上げ、真剣に論議しながら、理事者の皆さんも先頭に立って頑張っていたいただいておりますが、高失業率の今のとき、さらに重層的にきめ細かい就職の促進策が必要であります。県と連携を取り、早急にキャリアカウンセラーの体制をつくるべきと考えますが、いかがか。

## 3. 福祉医療行政について。

世界に類例のないスピードで少子・高齢化が進んでいます。今こそ、将来にわたって豊かで元気な社会を維持するために、官民一体となり、子育ての支援体制の構築に向け、万全の体制で取り組むべきではないでしょうか。平成14年度国の予算は、子育て学習の全国展開4億2,200万円、子育て支援ネットワークの充実に5億5,500万円、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進に298億600万円、これは保育所受け入れ児童数を約5万人ふやす。特に、需要の多い低年齢児（ゼロ歳から2歳児）の増を図る。認可外保育施設の認可化の促進など、新規拡充にこれでもかというほど、まだ盛り込まれています。

本市の待機児童数は352名、11年度に予算がおりた特例交付金はいかにとお聞きしたいくらいです。子どもを安心して産み育てられる環境づくりに全力で取り組まなければなりません。

そこで、以下5点お尋ねいたします。

(1) ブックスタート事業の早期創設。このことは、一昨年の12月議会での読み聞かせ運動、昨年の代表質問でも強く訴えてまいりました。21世紀、今こそ日本人の心を育てるブックスタートの重要性が叫ばれています。私たち公明党も、本の読み

聞かせを通して情操豊かな子どもに育ってもらいたいと、昨年来、各県で読書運動への取り組みを行ってまいりました。おかげさまで、全国にこの運動が着実に広がっています。そして、この読書運動をさらに推進させる法律、子ども読書活動推進法が昨年12月5日に成立いたしました。昨年、長崎県知事に対しまして、県下の若いお母さん、ヤングママが中心になって、ブックスタート事業の推進を陳情いたしました。その結果、その必要性を認め、本年4月1日より、県としてもブックスタートを推進していくとの力強い応援を得ました。希望する市町村には助成を行うので、大いに推進してもらいたいとの回答でした。今、全国的にこの運動は国民的運動に発展しつつあります。

そこで、本市において早期実施が望まれるブックスタート事業について、市長はどのように考えておられるのか、市長のご所見を賜りたい。

(2) 子育て支援ネットワークの充実について。子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談に乗ったり、きめ細かなアドバイス等を行う子育て経験者等の子育てサポーターの拡充を図るとともに、子育てサポーターへの助言や親へのカウンセリングを行う臨床心理士等の家庭教育アドバイザーを新たに市町村に配置します。

子育て学習の展開、保育所待機児童ゼロ作戦の推進、小児救急医療の現状と今後の問題点について。以上、お尋ねいたします。

#### 4. 教育・文化行政について。

学校内外でのボランティアや体験活動の充実。先日3月2日、長崎女子商業高等学校の卒業式に出席させていただきました。その1日前、3月1日は、長崎市立商業高等学校でした。両校、それぞれ感動的な厳粛な式典でございました。その中で、ボランティア活動30年の伝統ある歴史を持つ長崎女子商業高等学校の答辞を読まれた生徒さんの言葉が印象的でした。「伝統あるボランティアを通して、社会の一役を担ったという誇り、充実感、そして卒業してからも社会の一員としての大きな支えになっていくと思います」と、堂々とあいさつがありました。私は、このすばらしい貴重な体験が一人の人生を大きく変え、ひいては一人にとどまらず、周りをも変えていくのだというこ

とを実感いたしました。

そこで、お尋ねいたします。長崎市立小中学校でのボランティア活動、体験活動の現況と今後の取り組みについてお聞かせください。

(2) 学校での文化芸術振興策についての本市の取り組み。本題につきましては、前に一般質問で取り上げましたが、文化芸術振興基本法を踏まえ、運用のあり方が具体的な課題になっている上、少ない予算の中で、どのような工夫がなされ、児童生徒たちに本物に触れさせる努力をされているのか、今後の計画を含め、お示しください。

(3) 幼稚園及び学校における環境教育について。ごみ袋の指定・有料化がスタートしました。長崎市も事実上のごみゼロに向け、家族ぐるみで、学校で、幼稚園・保育園で、職場で、地域でと、自分が出したごみとにらめっこしながら奮闘中です。ドイツのように、幼児のときからの環境教育が重要だと考えますが、現在、教育の現場で、具体的にどのようなことをされているのか、お聞かせください。

#### 5. 観光行政について。

(1) ことしは、日中国交正常化30周年の年に当たり、本市においては、アジア都市間交流事業を初め記念すべき年に、有意義な文化と人との交流を深めるとともに、観光客誘致を推進すると施政方針に打ち出しています。長崎県の観光は、所得の低迷や海外旅行の割安化によって頭打ちの状態になっています。しかし、世界的な観光市場は急速に広がりを見せており、特に、東アジアは所得の増加から最も成長が見込まれています。

こうした中で、日本の観光を見ると、観光支出は世界3位である一方、観光収入は31位と極めて少額にとどまっており、今後、観光客を受け入れる余地が大きい。地理的、歴史的に東アジアと緊密な長崎は、工夫次第では、東アジアからの観光で再び活性化する可能性を持っていると言われて

います。以上を踏まえ、お尋ねします。夜景を効果的に演出する武器として、長崎市のすべての水銀灯の街灯をナトリウム光に整備するお考えはないか。

市内の散策コースをわかりやすくするために、カラーライン化するお考えはないか。

三菱重工の協力をいただいて、体験型アミューズメントの創設と2隻の豪華客船を修学旅行の見学に利用できないものかどうか。

大浦グラバー地区の未処理ごみ、違法看板など観光に大きなイメージダウンをしております。

以上、お考えをお聞かせください。

#### 6. 環境行政について。

市役所におけるISO14001認証取得の状況。前日の松尾議員と重複しますので、省きますが、さらに、家庭の中でも家庭版環境ISOに取り組む地域もふえてきているようです。これは家庭でも準じた取り組みで、それぞれの各自治体で異なっているようですが、日常生活で比較的簡単に実行できるチャレンジメニューの中から10程度の項目を決め、家族全員で一定期間挑戦できます。実践できた家庭は、それぞれの自治体から環境ファミリーに認定されます。参加希望者は、用意されている冊子を参考に、チャレンジ宣言を提出。家族の役割分担、実践項目などを決め、約半年間実践します。その間、項目の達成度、電気や水道、ガスなどの使用量など自分たちでチェックし、どれくらいの効果があったかを数量的にも調査し、最終的に提出しますとのこと。これは神奈川県平塚市の例です。私は、これはおもしろいと思いました。みんな実践できるのではないのでしょうか。本市も取り組むお考えはないか、お尋ねいたします。

(2) ごみゼロ社会に向けての市民参加型取り組み。本市も本年2月から、ごみ袋の指定・有料化がスタートしました。私の地域におきましても、環境部の皆さんにおいでいただき、懇談会を持ち、いろいろな意見が出ていましたが、結局、ごみを出さないように努力しようという結論。しかし、社会全体で取り組むときが、いよいよ到来。ごみゼロ社会を目指し徹底した市民全体での運動を展開する必要があると思いますが、いかがか。

(3) 地球温暖化防止策。長崎市は、安らぎと潤いのある環境都市を目指し、ながさき環境都市宣言を行いました。単なる宣言として集約するだけでなく、市民レベルで実効性のある持続可能な運動にしていくことが大切と考えます。現在の本市の取り組みと環境家計簿、これは先ほどの家庭版環境ISOとダブりますが、それにアイドリング

ストップ等、市民が取り組みやすい啓発事業を推進すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

(4) ダイオキシン類対策。猛毒とされるダイオキシン対策については、環境基本計画に基づいて環境基準の達成・維持に努める必要がある。そのためには、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境の常時監視を行い、汚染状況を把握し、さらに廃棄物施設等の特定施設については、すべての施設に立ち入り調査を実施し、ダイオキシンの結果を把握し、市民に知らせる義務がある。今後の対応については、平成14年12月から現在より厳しくなる規制基準に適合するように、事業者に対する指導を行う必要があると考えます。市の廃棄物施設について、東工場、西工場及び最終処分場については、どのような対策を行っているのか。

また、廃棄物処理施設のダイオキシン類濃度は、どのようになっているのか、市民の皆さんが安心して暮らせるよう明確にお示しください。

#### 7. 男女共同参画推進について。

(1) 条例の制定。本年度は、女性センター・アマランスが開設して10周年を迎えますが、この記念すべき年に条例の制定を期待いたします。市長のご決意をお伺いします。

(2) 男性の生活感などの意識調査のための検討委員会の設置。男性の家庭・地域活動参加の促進を図るモデル事業を開始するための検討委員会の設置についてお尋ねします。

#### 8. 住宅行政について。

21世紀2年目、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅をと願う気持ちでいっぱいです。公営住宅公募のときになるたびに、皆さんどうだったのかと心配するのは私一人ではないかと思えます。市民の方から毎回のよう、「結婚するんですが市営住宅が当たるかどうか」「年をとって不安で娘のそばに」、また、留学生が住んでる古くて狭いアパート、どれをとっても胸が痛くなります。平成14年度国の予算は、バリアフリー及び高齢者、低所得者、障害者に配慮した住宅施策が網羅されています。

端的にお尋ねいたします。公営住宅のバリアフリー化及び高齢者、低所得者、少子化対策としての新婚向け住宅、留学生支援のための供給促進に

についてお答えください。

9. 道路行政について。

(1) 本市のバリアフリー基本構想の策定状況と促進。交通バリアフリー法が平成12年11月施行されて以来、基本構想の策定促進に向け、取り組む計画のようですが、平成14年1月30日現在、5市町村が基本構想を策定済みと聞いておりますが、その進捗状況等をお示しください。

(2) 電線類地中化の推進。本事業の推進については、平成15年までの計画、また、17年度までの計画が予算化されていますが、歩道空間に電柱などバリアの多いところを優先し、道路行政の中で緑化推進等と連携を取りながらペースアップできないのか。国は、バリアフリーの推進の中で積極的に訴えておりましたが、いかがなものか、お尋ねいたします。

最後に、10. 動物愛護センターの設置について。

この問題を取り上げましたのは、一昨年より、地域の方から「近所に犬をたくさん買っている方からの被害を受け、大変困っている」と切実なお悩みをお聞きし、その問題がただごとではなく、動物管理センター、警察、学校と解決に向け走りましたが、難しい問題でしたが、一応おさまっているようです。多数の犬を管理センターで預かることを条件に、一応、おさまりましたが、まだまだ問題はいろいろあるようです。

しかし、預かった犬の中で、1頭だけ聴導犬になっているそうです。それもまたびっくりいたしました。その上に、動物管理センターが暗いのに驚きました。犬ですが、職員の皆さんもかわいそうに思えてなりません。動物管理センターの名前も改めるときにきているのではないのでしょうか。飼養管理面の規制・指導を主体としたものから、低年齢層を含む多くの市民を対象として、動物との触れ合いを通じての動物愛護の普及や犬や猫の正しい飼い方、人畜共通感染症の調査等を行う行政機関としては、機能を果たしていないと思うのですが、センターの名前も含めた動物愛護センターの設置ができないものか。また、市民の要望としてあぐりの丘、また、稲佐山公園に動物ランドができないものか、お考えをお聞かせください。

以上、本壇からの質問といたします。

= (降壇) =

副議長（江口 健君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 公明党を代表される飛田典子議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の行財政改革の推進につきましてでございますが、政策評価システム及びバランスシート手法の導入の成果についてお答えをいたします。

本格的な地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治責任が増大をしております。そのために、市政運営のあり方は、都市環境と市民生活の質の向上にどれだけの成果を上げているかによって評価をされ、その成果を市民に説明する責任を負っているものと考えられます。

また、行政に対する市民ニーズも複雑多様化しておりまして、財政状況が一段と深刻化する中で、限られた行政資源、いわゆるヒト・モノ・カネの投入を政策目標に沿って、より適正かつ効率的に行う必要に迫られています。

このような社会環境の変化に対応するために、近年、経営的な視点を持った市政運営の必要性につきまして、広く議論されているところであります。その手法として、政策評価、バランスシートが有効とされているところであります。

そこで、長崎市におきましても、これらを踏まえ、政策・施策・事務事業について、数値化された客観的な評価指標をそれぞれのレベルごとに設定をし、一定の方法と手順で評価することができる事務事業評価等のシステムのあり方を構築したところであります。これに基づきまして、本年の4月から市政運営の基本システムといたしまして、政策評価システムを段階的に導入し、事務事業等の目的あるいは成果に着目し、職員自身による自己診断の徹底を初めとして市民満足度という観点から客観的に検証・評価を行うことにより、より効率的で質の高い行政、市民にわかりやすい行政の実現を目指してまいります。また、事務事業の必要性、効率性、有効性、優先性などの観点から、総合的な評価を行い、あれもこれもではなくて、あれかこれかの判断材料を提供するこの評価システムによって、事務事業の見直し、あるいは改善を図ってまいります。

バランスシートにつきましては、財政構造改革プランの一環として、市民に本市の資産等の状況を明らかにするとともに、職員のコスト意識の向上あるいは将来にわたる健全な財政運営に資するため、昨年作成をし、公表したところでありますが、税金等の投入などにより整備された資産の構成、あるいは将来返済しなければならない負債と返済を要しない正味資産との比率等のストックに関する情報の把握が可能になるものと考えております。

すなわち、バランスシートにおける資産は、将来にわたり公共サービスを提供することができる価値であり、資産から将来返済すべき債務を差し引いた正味資産は、後世代に引き継ぐ公有財産の実質的価値を示すものでありますので、正味資産が大きいほど後世代の受けるサービスが大きく、小さければ後世代の受けるサービスが小さいことを、正味資産がマイナスであれば後世代にマイナス資産が受け継がれることを示すことになるわけでありです。

このほか、有形固定資産の行政目的別割合を見ることによりまして、行政分野ごとの資産形成の比重の把握が可能となり、今後の資産整備の方向性の検討材料とすることができるとともに、バランスシートの各項目の数字を住民1人当たりで算出することにより、他都市との比較などにも役立つことができるものと考えております。

しかしながら、バランスシートのみでは人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスを明らかにできないために、行政が提供する資産形成以外のすべてのサービスのコストと、それを賄うための税負担、受益者負担などを明らかにする行政コスト計算書をこのほど作成したところであります。

これらの企業会計的方式と事業別予算や事務事業評価等を総合的に勘案することにより、既存事業の見直し・評価をよりの確に行うことができるのではないかと考えているところであります。

飛田議員ご指摘の政策評価システム及びバランスシートの手法を導入することは、職員みずから、もう一度仕事の目的を問い直すとともに、市民本位の仕事のあり方に対する姿勢を徹底するも

のであります。また、職員のコスト意識も高まるものというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、政策評価システム及びバランスシートなどの手法につきましては、まだ導入したばかりではあります。今後とも試行錯誤を重ねまして、その精度をさらに高めながら有効活用を図ってまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、平成17年度を目標に世界最高水準のIT先進国の実現を目指すとする国の「e-Japan重点計画」におきましては、5つの基本方針の一つといたしまして、電子政府・電子自治体の実現がうたわれております。特に、国の行政機関における申請手続きなどにつきましては、平成15年度中にその大部分を電子化するとの方針が示されているところであります。しかしながら、地方自治体の手続きの電子化を実現するシステムの整備につきましては、なお、全国的な統一仕様などを策定する作業の途上においてありまして、その具体的な姿が示されるに至っておりません。導入効果などの数字的な積み上げを見通すまでには、残念ながら及んでおりません。

なお、総合行政ネットワークにつきましては、平成15年度までを目標として全国の自治体に接続が要請されており、この完成により、国、自治体間で電子的な形態での文書や情報の相互交換が実現されるわけでありです。今回、平成14年度から2カ年をかけた、電子自治体実現のための基盤である庁内LANの整備を行うための新年度予算案のご審議をお願いすることといたしておりますが、その後におきましても、文書管理システムあるいは電子決裁、人事給与管理システム、電子入札システムなど、庁内LANを利用した行政事務の電子化の進展により、ペーパーレス化の推進や事務の効率化を図る所存でございます。

また、IT化は、単に行政事務を効率化させるのみならず、市民の皆様が窓口で直接出向かずして、電子申請、電子届出などといった各種のオンラインサービスを受けることを可能にするわけでありです。インターネットを通しまして、時間や場所の制約を受けずに各種行政サービスを受けることができる利便性の向上こそは、IT化によってもたらされる最も期待すべき果実ではなからう

かというふうを考えておるところでございます。

次に、ワークシェアリングの導入につきましてお答えいたしたいと思えます。

ワークシェアリングにつきましては、雇用情勢が厳しい中で、雇用の維持・創出という観点から社会的関心が高まっていると同時に、一方で、成熟社会を迎える中で、多様な働き方を実現する手法の一つとしても注目を浴びている新たな雇用の制度であります。

現在、国におきましては、政・労・使が一体となって、我が国におけるワークシェアリングの導入に向けての具体的な協議を始めることで合意をしたところでありまして、地方公共団体におきましても、地域における新たな雇用創出策として導入が検討されているところでありまして。

本市におけるワークシェアリングの導入につきましては、現段階で具体的な施策として打ち出せる状況には至っておりませんが、ワークシェアリングは、単に雇用の維持・創出という点において有効であるだけでなく、議員ご指摘のとおり、多様な働き方を目指す新たな雇用のあり方としても検討の価値があるものというふうを考えておるところでございます。

昨日、松尾敬一議員からも同様の質問がございました。したがって、本市におきましても、今後、庁内に検討委員会を設置し、本市におけるワークシェアリングの導入に向けて検討を行うとともに、可能な職場におきましては、業務を選定し、できるだけ早く一部試行を実施をしてみたいというふう考えているところでございます。

次に、外郭団体への委託の廃止と民間委託への移行した場合の経済効果等につきましてお答えをいたしたいと思えます。

今日、地方公共団体におきましては、地方分権時代に的確に対応するために、簡素で効率的な行政体制の確立に向けて、さらなる行政改革の推進が要請されているところであり、行政と大きなかわりを持つ外郭団体におきましても、組織機構のスリム化あるいは定員の適正化、事務事業の見直しといったことが重要な課題であるというふう考えております。

本市におきましても、厳しい財政状況の中、その見直しにつきましては、平成6年12月に外郭団

体に対する基本方針を策定し、また、平成11年6月には総務部長と財政部長の連名により関係部に通知をいたしまして、共通認識を持ちながら具体的見直し策の検討を進めるよう求めてきたところでもあります。

また、昨年3月に策定いたしました行政改革大綱及び財政構造改革プランにおきましても、外郭団体の執行体制、事務事業の見直し、経営の総合的評価の実施を掲げて積極的に取り組んでいくことといたしております。

このようなことから、昨年9月に、外郭団体を所管する所属長による会議を開催いたしまして、大綱等に掲げる視点を改めて示し、見直しを求めるとともに、総務部と財政部による個別のヒアリングを実施しながら、短期に取り組みが可能なものの検討、または中長期的視点から団体のあり方の検討を進めたところであり、14年度に向けて見直しが可能なものにつきましては、実施に移していくことといたしております。また、見直し策が具体化されていないものにつきましても、今後とも、積極的に検討するよう指示しているところでもあります。

これまでの主な具体的見直しといたしましてありますが、株式会社長崎ファミリーリゾートの解散、学校建設公社の都市整備公社への統合を進めているほか、都市整備公社、土地開発公社の組織のスリム化を図っております。また、長崎つしまち株式会社では、経営方針を見直しての健全化策を進めているほか、その他の団体においても、健全化策の検討を行っているところでもあります。

議員ご指摘の事業委託のあり方についてであります。民間委託の基本的な考え方といたしまして、公共性・公益性など行政責任の確保等に十分配慮する中で、民間に委託した方が経済的にすぐれている業務、民間に代替手段のある業務等につきましては、積極的かつ計画的に民間委託等の推進を図ることにいたしております。

外郭団体におきましても、そのような観点から見直す必要があると考えておきまして、公の施設の管理委託先が公共団体や公共的団体などに限られているなどの法的な制約や業務内容等の問題もありますが、事業委託の意義あるいは効果を再点検をいたしまして、直営への振り戻しによる民間

委託も含めた見直しが必要であると考えております。

なお、委託に振り替えた場合の経済効果についてであります。現在でも、各外郭団体では、部分的には民間に再委託をしているものもありますが、人件費などの管理費について、一定の経済効果が発生するものと考えております。

次に、外郭団体への負担金・補助金等の見直しについてであります。団体の自主性を尊重しながら、必要最小限の予算を計上しておりますが、団体の運営、長期見通しの検証を行う中で、平成14年度予算においては、長崎市社会福祉協議会への負担金について、一定見直しを行ったところがあります。

今後、財政構造改革プランの方針に基づきまして、将来に向けた団体のあるべき姿を検討しながら、経営の効率化、活性化に向けた取り組みを進めてまいります。特に、負担金・補助金につきましては、新たに導入いたします政策評価システムによる検証・評価も視野に入れながら、さらに見直しを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、福祉医療行政のブックスタート事業についてお答えをいたします。

この事業は、乳児を持つ親に対しまして、ブックスタートバックと呼ばれる赤ちゃん向け絵本、親向けガイドブックなどをセットにしたものを無料で配布するとともに、絵本の読み聞かせを通して親子の絆を深めていくことを目的とした事業であります。現在のところ、全国で35カ所の市町村で実施されているところであります。

事業の実施方法といたしましては、図書館と保健センター等が連携を図りながら、乳児健診時等に、図書館司書、保健士、読み聞かせボランティア等の協力を得て実施されております。このブックスタート事業は、幼少期からの早い時期に良書に出会うことは、その人にとって思いやりの気持ちや感動する豊かな心をはぐくむ礎として人間形成に重要な意味を持ち、また、親と子との良好な絆づくりも考えられます。

長崎市といたしましては、関係部局との連携を図りながら、中核市等の状況も調査をし、この事業が実施できないか、研究してまいりたいと考え

ているところでございます。

次に、男女共同参画推進に関する条例の制定についてお答えをいたしたいと思います。

平成11年6月23日に公布・施行されました男女共同参画社会基本法には、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにして、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すると明記されております。これを受けまして、各自治体では男女共同参画社会の形成を促進するための個別的な内容と地域の特性を取り入れた条例の制定に向けた取り組みがなされております。平成13年8月の国の調査によりますと、13都道府県、2政令都市、15市町村において制定されておまして、本年度中には都道府県レベルで74.5%が制定される状況であります。また、長崎県におきましては、平成14年4月施行に向けまして、3月議会に所管の議案を上程されているようであります。

この件につきましては、飛田議員さんもお存じのように、平成11年の12月議会に高瀬侏子議員さんから実は質問がっております。また、飛田議員さんもそうでありますけれども、高瀬議員さんを中心にいたしまして、46人の市議会議員さんの中で5人の女性の議員さん方がいらっしゃいます。昨年の12月末でございましたが、5人の議員さん方がおそろいになりまして、この条例の制定に向けまして、熱い、強い要望がまっていることも私も十分に承っております。

そういうことを含めまして、先ほど飛田議員さんも壇上で申し上げましたように、女性センターのアマランスが開設10周年をこし迎えることになるわけございまして、そういうことも含めながら、また、長崎市は、男女共同参画都市宣言をいち早く行ってあります。また、各種審議会等のいわゆる女性の参加も30%を既に県内トップで切っております。そういうことも含めまして、9月の議会に関係条例の制定の議案を出させていただくという形で、ただいま準備をしているところでございますので、ひとつよろしく願いさせていただきたいというふうに思います。

次に、男性の生活感等の意識調査のための検討委員会の設置についてでございますが、意識調査の必要性につきましては、平成13年3月に策定い



たしました長崎市男女共同参画計画の中で、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を主要課題といたしまして掲げ、意識調査の必要性を明記しております。男女共同参画社会には、男女がともに理解し合いながら築いていく社会であるとの認識のもとに、市民意識調査を実施するに際しましては、男性の意識を把握するための内容も考慮していく必要があると思います。

また、調査を効果的に実施していくためには、広く専門の識見者等の意見を聴取させていただきながら、男女を問わず広く対象者を抽出させていただきまして、実施する方向で進めているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

なお、他の項目はたくさんございますが、それぞれ所管の方から自席より答弁いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。  
=（降壇）=

総務部長（岡田慎二君） ご質問の第1点目、行財政改革の推進についての第5番目の市民サービスの向上についてでございますが、市民サービスの向上という形では、これまでも、その点検、改善に積極的に取り組んでおりますが、特に、昨年12月からは、全庁的に窓口サービスの総点検を実施いたしまして、新たに89項目の改善点が示されたところでございます。それからまた、接遇研修にも、従来から積極的に取り組んでおりますが、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

そこで、ご指摘の職員の窓口におけるスリッパ履きの問題でございますけれども、これまでは職員に、それぞれその良識に基づいて対応させているところでございますが、確かに、いろいろなご指摘がこれまでもあってございます。そこで、今後につきましては、不快感を与えないような形が必要だという考え方もありますし、そういうことで、スリッパ履きにつきましては、今後、指導をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

商工部長（石崎喜仁君） 第2点目の産業の活性化及び雇用創出。(1) 女性起業家に対する支援についてお答えいたします。

本市における起業化支援としましては、中小企

業への融資制度として、事業経験のある方へ融資する中小企業開業資金及び事業経験のない方であっても融資可能な中小企業創業資金があります。これらの制度は、いずれも女性、男性を問わず、一定の条件を満たせば低利で資金調達が可能な制度となっており、起業化の促進として有効な施策であると考えております。

また、本市商工部に金融相談員を配置しており、事業を起こされたい方などに対し、融資面から事業計画作成の助言等、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行っております。そのほか、起業家の支援といたしましては、本市女性センターにおきまして、中小企業診断士や女性で起業家として成功された方を講師としてお招きし、起業家支援セミナーを開催しておりますが、受講者の多くが女性の方であります。また、昨年10月に開設しました長崎市ベンチャー企業支援センターにも女性起業家が入居しており、本市コーディネーターによる支援を受けながら事業の拡大に向けて尽力されております。

そのほか、長崎商工会議所による新規開業セミナーや創業塾、長崎県産業振興財団による長崎起業家大学などが開催され、起業家として必要なノウハウ取得への支援が行われるとともに、これらの創業支援策をまとめたガイドブックが長崎県から発刊され、多くの起業家に活用されております。

本市といたしましては、基本的に企業社会では、だれもが同じ条件で競争することが要求されますので、分け隔てのない支援を心がけておりますが、企業家を志す人が不当に女性という理由で不利益を受けることのないように十分配慮し、各種支援団体と連携しながら支援を行ってまいりたいと思っております。

第2点目のミスマッチ対策についてお答えいたします。国においては、昨年9月に出された総合雇用対策において、雇用のミスマッチ解消に向けての求人・求職者間における能力のミスマッチを解消するため、企業主導の能力開発に加え、個人が主体的に能力開発を行うことにより、柔軟で質の高い技術と能力を有する労働者を育成するため、ハローワーク等にキャリア・カウンセラーを配置することとしており、今後5年間で5万人程度のキャリア・カウンセラーの養成を目指すとして

おります。平成13年度では、全国で約1,000人のキャリア・カウンセラーを都道府県やハローワークに配置する計画で、現在、ハローワーク長崎においては、キャリア形成支援コーナーを設置し、2名が配置され、求人・求職者間における能力のミスマッチなどの解消を図るため、求職者が期待する職業訓練が受けられるようなきめ細かな職業相談を実施しております。

また、近年、卒業して就職後、短期間で離職する若年者がふえる中、学生・生徒が企業等において、実習・研修的な就職体験を行い、主体的な職業選択の能力や高い就職意識の育成を図るインターンシップに対する関心が急速に高まっております。

このようなことから、長崎においても、労働局においては関係機関と連携して、高校生向けに3日から5日間の短期の就業体験であるジュニア・インターンシップ制度を推進しております。さらに、大学生につきましても、長崎商工会議所が中心となり設立し、本市も参画しております長崎インターンシップ推進会において、主に夏休みの時期に2週間程度のインターンシップを実施しております。

本市といたしましては、このようなミスマッチ解消に向けた国の施策の動向等を見極めていくとともに、インターンシップが緒についたばかりですので、その普及、啓発に努めながら、関係機関と連携してインターンシップなどミスマッチ解消に向けた事業を推進し、雇用環境の改善に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 3番目の福祉医療行政の中の(2)子育て支援ネットワークの充実についてお答えいたします。

近年の核家族化、都市化の進展に伴い、世代間や地域社会から育児知識を継承する機会が減少してきている反面、マスメディアから多くの情報が流されており、情報の選択が難しい状況の中で、育児に対する不安が増加しております。

このような育児に関する不安感を避けるため、長崎市子育て支援計画の基本目標の一つである家庭における子育ての支援体制づくりの施策として、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センター事業を平成5年度に

市北部の保育所1カ所を指定し、委託事業として開始し、平成8年度には、市南部の保育所を加え、専任の保育士を配置するなどして、現在2カ所で実施しているところでございます。

事業の内容としましては、子育て家庭の親子が保育所に来て、保育所の同年齢の児童との交流を図る保育所の開放事業や各地域の体育館、児童館、公民館等で実施する子育てに関する助言・指導及び親子で遊ぼう事業を行っております。本事業には、子育ての悩みを抱える多くの親子が交流の場として参加しております。

そのほか、各地域の集会所等を利用し、子育てセミナー、文化活動、指導者養成講座等を実施しているところでございます。実施場所、期日等の周知につきましては、各保育所の窓口や広報なごさきの利用はもちろんのこと、子育て情報誌の発行や新聞の折り込みを利用するとともに、公民館の窓口や小児科医院・銀行等の窓口も利用させてもらっております。平成14年度は、さらに子育て家庭の支援活動の充実を図るため、新たに市東部の保育所1カ所を指定し、子育て支援センター事業の拡充を図る予定でございます。

いずれにいたしましても、社会全体で子育てに取り組まなければならない昨今、議員ご指摘の子育て支援ネットワークの形成はまだまだできておりませんが、この件につきましても、今後、研究させていただきたいと思っております。

次に、(3)の子育て学習の展開についてでございますが、本市では、中央及び北の両保健センター並びに公民館等で各種事業を展開しているところでございます。まず、妊婦に対しまして、安全な妊娠出産と育児のための知識を学ぶためにマタニティ教室を、さらに父親の育児参加を促す目的で、両親学級を開催しております。

出産後におきましては、2カ月児を持つ保護者を対象に、乳児の接し方を学んでもらう目的で、2カ月児育児学級を、生後6カ月児を持つ保護者を対象に離乳食の進め方や歯科のブラッシングの方法を中心に、6カ月児育児学級を開催しております。さらに離乳食の作り方の実演や試食を内容とした離乳食教室も開催しています。また、生後7カ月から1歳6カ月までを対象に、母子にとって無理のない乳離れが行えるよう卒乳教室を開催

しております。幼児期におきましては、育ち方、遊び方、発達の仕方など実際に親子で遊びながら学ぶお遊び教室も開催しております。

子どもの病気や事故の防止の啓発につきましては、講話と同時に救急救命の方法について実習も行ってあります。また、子どもの肥満を初めとする生活習慣病の予防を目的とした集まれちびっこ健康教室では、幼児の食生活、運動、歯の健康などについて、親子で楽しんで学べる教室を開催しております。さらに、歯科保健の意識の向上を目的とした虫歯予防のワンポイントレッスンを幼児期から小学校低学年の親子を対象に開催しております。

子どものアレルギー性疾患についての学習としましては、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそく、食物アレルギー等の学習会を開催しております。また、育児不安の強い保護者を対象とした子育て井戸端会議や双子を持つ親のためのツインズ子育て教室も開催しております。

このように子どものライフステージに応じましていろいろな教室を開催しておりますが、すべての教室で知識の伝達だけではなく、実習も取り入れた教室を開催し、親同士のコミュニケーションが進み、友達づくりの場となるように内容を工夫しているところでございます。

今後とも、乳幼児の親に対しまして、必要に応じた教室を開催し、子育て学習を積極的に展開していきたいと考えております。

4番目の保育所待機児ゼロ作戦の推進でございます。現在、本市には、市立保育所12カ所、民間保育所54カ所の計66の認可保育所がございます。保育所待機児童数は、平成13年4月時点では337人となっております。現在、平成14年2月におきましては、入所児童数では、4月以降に新たに907人の入所を受け入れておりますが、まだ352名の待機児童が点在している状況にあります。

保育所待機児童の解消につきましては、これまでも少子化対策臨時特例交付金の活用による施設の拡充を初め定員の弾力化により、その解消に努めてきたところでございます。しかしながら、保育所入所希望者の増加もあり、その解消が図られていないことから、待機児童解消につきましては重点課題と位置づけております。

国におきましても、平成16年度までに、その解消を図ることとされているところであり、本市といたしましても、その解消に努めてまいりたいと考えております。このため、既存保育所の規模の拡大のための施設整備の促進、定員等の弾力的な運用を行うとともに、幼稚園と保育所等の連携による効率的活用を検討する協議会を立ち上げるなどにより、保育所の定員増を図り、早急に待機児童を解消を行いたいと考えているところでございます。

ご質問の10番目、動物愛護センターの設置についてお答えいたします。

近年、動物に対する考え方は、過去の愛玩動物という概念から、生活をともにする伴侶動物という考え方に変わってきております。さらに、動物の保護及び管理に関する法律も平成11年12月に改正され、名称も動物の愛護及び管理に関する法律となり、所有者の責務についても強化されたところでございます。

このような中で、本市は、動物の適正飼育に関する相談に応じるとともに、子犬子猫の養子縁組大会を開催したり、また、動物の愛護思想の普及を目的として、長崎市獣医師会と協力しながら動物愛護フェスタ等を開催しているところでございます。傷ついた野生動物につきましては、長崎県獣医師会が保護収容し、治療を施し、野に帰しておるところでございます。

議員ご質問の動物愛護センターにつきましては、適正な飼育を普及するとともに、動物を自由に遊ばせ、また、子どもが動物と触れ合う場所を設けたり、傷ついた野生動物の治療を行う等、広く市民の方々が動物愛護の精神を養えるようにするために、必要な施設であるということは認識しております。

なお、施設の設置につきましては、将来的な目標としていきたいと考えておりますが、現在の動物管理センターを核としながら、今後とも、動物愛護に対する普及、啓発に努めてまいりたいと思っております。

次に、稲佐山公園やあぐりの丘で犬をのびのびと遊ばせるようなことができる場所を確保できないかとのご質問でございますが、まず、稲佐山公園につきましては、現状では、その場所を確保す

ることが困難であること、安全管理上の問題があること、また、公園内におけるふんの後始末などの飼い主のモラルに対する苦情が寄せられていることなどから、現時点においては設置することは困難であると考えております。

あぐりの丘では、園内で飼育している牛、馬、羊などの動物や一般の入園者への影響を考慮し、安全管理上の問題から、現在、園内へのペットの持ち込みを禁止しております。そこで、ご質問の趣旨に沿った対応を現在の制約された条件の中で行うためには、相当規模のスペースの確保や安全さく等の施設整備を行う必要がありますが、現在のあぐりの丘の土地利用の中では、恒常的にスペースを確保することは困難と思われま

す。しかしながら、本市の地形的な制約を考慮しますと、愛犬家の皆様にとっては切実な要望でもあると思われま

すので、今後、未着手の180ヘクタールの土地利用計画を検討していく中で、その可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。  
病院管理部長（岡田正憲君） 3. 福祉医療行政についての(5) 小児救急医療の現状と今後の問題点についてお答えいたします。

小児の急病は夜間に発生することが多く、また、病気の発症時には重篤ではなくとも、それが重篤な病気の始まりであることもあり、本来、小児疾患の診療は24時間医療を原則とし、いつでも安心して診療を受けられる体制づくりが必要であると思っております。

まず、本市の救急医療体制の現状でございますが、救急患者の症状の程度により1次救急医療、2次救急医療、3次救急医療に分かれているわけですが、軽症の救急患者に対応する1次救急医療体制につきましては、在宅当番医制の実施や休日夜間急患診療所及び平日夜間急患診療所を設置いたしております。

次に、入院や手術が必要となる救急患者に対応する2次救急医療体制につきましては、病院群輪番制により11の病院が南北の2グループに分かれ、4日に1回の当番制で実施しており、さらに救急医療協力病院として6病院が輪番制病院を補完しており、そして生命にかかわる重篤な救急患者に対応する3次救急医療体制は、長崎大学医学部附

属病院がこれに当たっている状況でございます。

小児の救急医療体制につきましても、このシステムの中で実施されているところでございます。

次に、小児の救急医療を取り巻く課題でございますが、小児の場合、軽症の急病がその大部分を占めており、1次救急医療体制の整備が課題とされておりましたが、本年4月1日より、現行の休日夜間急患診療所と平日夜間急患診療所を一元化し、夜間において1年365日の診療を行う夜間急患センターを開設することとしており、より一層の診療機能の充実が図られるものと思っております。

また、2次救急医療体制につきましては、輪番制病院の当番日に小児科医が不在となる場合があるなどの問題もござい

ますが、これにつきましては、小児科医のいる病院との連携を密にすることなどにより、今後とも対応したいと考えております。このように、本市における小児救急医療体制は、関係医療機関等のご協力により一定の整備が図られておりますが、今後の小児医療を取り巻く厳しい環境の中、少ない医療資源を有効に活用しながら、小児の急病に安心できる体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 教育・文化行政についてお答えいたします。

1点目の学校内外のボランティアや体験活動の充実についてでございますが、現在、児童生徒を取り巻く環境が急激に変化をし、それに伴って起こる問題行動が増加の一途をたどっている中、児童生徒及び青少年の社会性や豊かな人間性などをはぐくむ観点から、社会体験や自然体験の大切さが学校教育及び社会教育の分野で叫ばれてきております。来年度から本格実施される新しい学習指導要領でも、道徳教育や特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動などの体験活動の充実が改訂の基本方針の中に盛り込まれております。また、新しく導入される総合的な学習の時間でも、その実施上の配慮事項として、自然体験やボランティア体験を積極的に取り入れることが明記をされております。

本市におきましても、これらの改訂を踏まえ、

ボランティア活動などの体験活動を充実するために、さまざまな施策を行っておりますが、小中学校におきましては、これまでも多くの学校で、道徳の時間や特別活動の時間及び総合的な学習の時間、さらに、その他の教育活動の時間の中で、ボランティア活動などの体験活動が実践されてきております。また、福祉教育の研究校を指定し、学校教育におけるボランティア活動を含めた福祉体験活動の充実に努めてきております。

また、中央青年の家におきましては、小中学生ボランティア講座を開設し、車いす体験やアイマスク体験、また、清掃ボランティアや施設訪問などの体験活動を実施し、さらに、各公民館においても、小学生ボランティア入門やすくすく学び塾など児童生徒向けの体験型講座を数多く開設をし、豊かな心をはぐくみ、社会参加活動へのきっかけの場となるよう推進を図っているところでございます。

今後、教育委員会といたしましては、来年度からの新しい教育課程の実施に伴い、児童生徒が学校内外で行うボランティア活動や体験活動を一層推進するために、その支援を充実できるような整備に努めるとともに、社会教育施設における児童生徒のボランティア講座等の拡充や体験活動の充実にも努めてまいり所存でございます。

次に、学校での文化芸術振興策についての本市の取り組みと計画についてお答えいたします。

平成13年度は、市独自の事業として、箏体験教室とスクールコンサートを実施いたしました。箏体験教室は、国際文化協会の協力をいただき、2つの中学校で実施をいたしました。また、スクールコンサートは、小学校を対象に長崎交響楽団による弦楽四重奏の演奏を3校で、長崎県オペラ協会による声楽コンクールを2校で、児童、保護者、地域の方々とともに鑑賞する中に実施をいたしました。ほかに、県教育委員会と長崎市主催の青少年劇場、文化庁の芸術文化ふれあい教室の公演も行ったところであります。また、文化庁の文化庁活動指導者派遣事業は、中学校の合唱部と吹奏楽部に指導者を派遣することができました。

今後の計画についてでございますが、平成14年度には、今年度実施の青少年劇場と文化庁の事業も来年度の開催に向けて、現在、申請をしている

ところでございます。スクールコンサートにつきましては、文化振興課と十分に連携を図りながら、より充実した方向で計画をしまいたいと考えております。また、国際文化協会の協力をいただき、伝統文化ワークショップ事業の計画も進めております。

今後の学校における文化芸術活動につきましては、文化振興課とも十分連携を図りながら、より多くの児童生徒が文化芸術に触れる機会を創出して、豊かな情操の涵養に努めてまいりたいと考えております。

次に、幼稚園及び学校における環境教育の現状についてであります。

幼稚園及び学校の環境教育は、社会科、理科、技術・家庭科や保健体育科を中心に各教科、道徳等の特質に応じ、また、それらの関連を図りつつ、環境問題や環境と人間とのかかわりに対する理解を深めています。総合的な学習の時間においては、特に、体験活動を伴った実践的な活動が行われております。日常の学習活動の中で、例えば幼稚園では、園内のごみ入れを燃やせるごみは赤色、燃やせないごみは青色というように色分けをし、園児にも簡単に分別できるようにしているところであります。小中学校におきましても、教室内のごみ入れを燃やせるごみと燃やせないごみに分別できるように設置をしております。また、給食等の指導では、パンの袋、プリン等のカップ、プラスチックのスプーンは燃やせないごみ、紙製や木製のスプーンは燃やせるごみというふうに分別指導を行っているところでございます。

このように、園児や児童生徒がいつも環境について意識を持てるように配慮しています。また、小学校4年生では、市環境部の「わたしたちのくらしとごみ」などの副読本を使ったり、社会科学のときに清掃工場の見学をしたりして、環境についての学習を深めています。

本年度の総合的な学習の時間では、近くの川を使った水生生物による水質調査を行ったり、ごみ問題を扱ったりするなど、さまざまなテーマで多くの小中学校が環境教育に取り組んでいるところであります。最近の動向として、教育界でも、環境教育や環境問題についての取り組みが大きな教育課題の一つであるとの認識が高まり、さまざま

な取り組みがなされ、広がりつつあるのも周知のとおりであります。

今後とも、園児や児童生徒が身の回りの自然や環境を知り、守っていかうとする心をはぐくみ、さらに環境保全に対しての意識を培っていきたいと考えております。

以上でございます。

観光部長（三浦勝夫君） 5の観光行政、観光客の増加対策についてお答えいたします。

まず、街灯のナトリウム灯への変更についてでございますが、本市におきましては、これまで長崎歴史探訪路事業の路線の一部やグラバー園周辺の南山手地区の一部、出島地区の一部など、市内の各所にナトリウム灯を使用した街路灯を設置しております。

ナトリウム灯の光は水銀灯と異なりまして、黄色光でございます、エキゾチックな夜景を演出するために適しているものと考えております。現在のところ、一部地区での使用にとどまっておりますが、街路灯という性格上、地元の方々の生活に密着しておりまして、変更の際にしましては、地元住民の理解を得る必要がございます。また、国道、県道に面する街路灯の変更は、管理者でございます国と県との調整が必要でございます。

いずれにいたしましても、美しい夜景は、本市の大きな魅力でありますし、夜景の魅力アップのために、今後、ナトリウム灯に変更することについては、積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、散策コースのカラーライン化についてお答えいたします。

本市におきましては、これまでハード面では、長崎歴史探訪路事業といたしまして、歴史的環境を有する市内3地区において、ルート化を図るため道路整備事業を実施しております。一方、ソフト面では、観光客の方々がエリア単位で観光施設を効率的に散策できるようエリアマップの作成や案内板の設置などを行っております。また、観光地周辺の商店やガソリンスタンドのご協力によりまして、市内83カ所に街かど観光案内所を設置いたしまして、観光客の方々が安心して効率的な観光ができるよう受け入れ態勢の整備に努めているところでございます。

議員ご提案の散策ルートのカラーライン化でございますが、観光客が安心して散策するために有効な手法と考えております。しかしながら、道路の整備計画や町並みの景観などの整合を図る必要がありますので、今後、受け入れ態勢整備の一環として研究してまいりたいと考えております。

次に、三菱重工業株式会社長崎造船所を新たな観光素材とするため、体験型アミューズメントの創設についてお答えいたします。

今後の観光振興のためには、本市の持つすべての魅力を掘り起こし活用していくことが必要不可欠であると認識しております。

飛田議員のご提案につきましては、大変すばらしいものでございますので、その実現の可能性について、今後、三菱重工業株式会社長崎造船所と協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

環境部長（高橋文雄君） 5の観光行政のうち、観光地周辺のごみ対策についてお答えをいたします。

観光地のごみの収集についてでございますが、本市におきましては、平成10年度から観光地でありますグラバー園周辺の南山手地区、平和公園周辺の松山地区におきまして、ごみの早朝収集を実施しております。平成12年度からは、これを広げまして、出島周辺、崇福寺通り、湊公園の3地区についても、早朝収集の区域を拡大したところでございます。

また、観光地周辺に散乱しているごみにつきましては、道路清掃業務委託などにより回収を行っている状況でございます。あわせて、本市によるパトロールを強化するなど、環境美化の一層の徹底を図っております。

今後につきましても、観光部と連携を取りながら、ごみ問題につきましても、的確な対応を行いまして、ごみのない観光地長崎としてイメージアップを図りたいというふうに考えております。

次に、6. 環境行政についてお答えをいたします。

まず、1点目の家庭版ISOの取り組みについてでございますが、議員ご指摘のように、ISO14001認証取得をした自治体等におきましては、その成果を広く市民の皆様にも広げ、市域全体と

して環境に配慮する仕組みを考え、ご指摘のありました平塚市や水俣市のように、家庭版ISOといわれるものを導入して成果を上げているというふう聞いております。

長崎市におきましても、14年度中に全庁的にこの認証取得を目指してありまして、取得後は、このノウハウを生かしまして、家庭版ISOのような地域にも配慮した地域全体の環境に取り組むための環境家庭版ISOの導入を図りたいというふうに考えております。

次に、2点目でございますが、ごみゼロ社会に向けての市民参加型取り組みについてお答えをいたします。

2月より実施いたしましたごみ袋の指定・有料化の大きな目的は、ごみ減量でございます。指定・有料化を契機に、市民の方が行うごみ減量の努力に関する支援を並行して行ってこそ、本当の意味でのごみ減量がさらに進むものと考えております。容器包装リサイクル法におきましても、消費者、市町村、事業者の役割分担を定めてありまして、それぞれの役割、責務が果たされなければ、ごみゼロ社会、循環型社会の実現はなし得ないものと存じております。

そこで、本市の今後の取り組みであります。まず、地域コミュニティの中心であり、日ごろからごみ出し指導やステーション管理などを行っておられます自治会は、今後の分別の変更や地域ぐるみの資源化活動の柱であります。私も、自治会が行う勉強会やごみ処理施設見学会などの自主的活動をさらに支援し、自治会を中心とした啓発活動に努めてまいります。古紙の資源化にしましては、自治会や子ども会などが行う集団回収につきましても、これまで補助金による活動奨励を行って行いましたが、さらに活動しやすい環境づくりに努め、地域ぐるみでの資源化に対する意識醸成や地域コミュニティの創造を支援してまいりたいというふうに思っております。

また、生ごみの減量につきましては、家庭で行う減量支援といたしまして、従来からコンポスト容器を中心とする補助を行って行いましたが、電動生ごみ処理機の普及に伴いまして、この補助枠の拡大を行い、個人での取り組みやすい環境づくりを図ります。また、小中学校での給食の余り、

残さにつきましても、し尿汚泥と剪定樹木を混合いたしました堆肥化、グリーンコンポストを行っておりまして、完成した肥料につきましては、学校の花壇や街路樹での利用を行っております。こうした身近なところでの利用による環境教育や市民への啓発に活用したいと存じております。

さらに、地域の事業者に対しましては、レジ袋削減のためのマイバッグ運動への協力をお願いや廃棄物減量推進店舗への積極的な協力を依頼しているところでございます。個々のお店単位でなく、商店街単位での廃棄物減量への取り組みも今後は推進していくべきものと考えております。国やメーカーに対しましては、拡大生産者責任に基づく再商品化の責任、減量化の努力を引き続き訴えてまいりたいと存じます。

今後とも、市民がごみ減量化に取り組むやすい環境づくりに努め、市民、事業者、行政が文字どおり三位一体となったごみゼロ社会の実現、循環型社会の実現に向けて、さらに努力してまいりたいと存じます。

次に、地球温暖化防止策についてお答えをいたします。

まず、我が国の取り組み状況でございますが、平成9年12月に開催されました地球温暖化防止京都会議におきまして、その議定書が採択されたのは周知のことではございますが、これを受けまして、平成10年10月には、国内対策といたしまして、地球温暖化対策推進法が制定されております。政府は、現在、開会中の国会で京都議定書を批准することを決定し、現行の地球温暖化対策推進大綱の見直しや必要な国内制度の整備・構築のための準備を本格化することを表明しております。

一方、本市における取り組み状況につきましては、長崎市環境基本計画及び地球温暖化対策推進法に基づきまして、省エネルギー、グリーン購入、ごみの減量等の環境保全行動や地球温暖化対策といたしましての温室効果ガス排出量削減を行うとともに、市民・事業者を環境配慮に向けて先導いたすために、昨年3月、長崎市役所環境保全率先実行計画を策定し、施策の推進を図っております。

次に、環境家計簿などの市民がすぐに取り組み

る事業の推進についてでございますが、環境家計簿につきましては、省エネルギー行動が家計費の節約につながることを数値で示すことによりまして、省エネルギーへの工夫を促進するものとして、自治体や生活協同組合などで作成されております。

今後、本市におきましても、環境家計簿のモニター制度の創設等を検討し、環境家計簿の意義や効果など、その成果を踏まえまして、広く市民に周知してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、自動車のアイドリングを禁止する条例の制定でございますが、全国的にアイドリングストップ運動が展開されておりました、街頭キャンペーンや啓発ステッカーの配布などが行われております。また、一部の都市では、アイドリング禁止条例が制定されております。

本市におきましては、アイドリングストップの励行を市民、事業者及び市の職員に求めているところでございます。毎年12月は、大気汚染防止月間といたしまして、ポスター掲示や市の広報誌を活用いたしまして、市民に呼びかけを行っております。

今後の本市の取り組みといたしましては、本市公用車には、すぐにステッカーを張ることといたしまして、市民の皆様方に啓発をしていくことといたしております。

なお、アイドリング禁止条例につきましては、制定を行っております先進事例、他都市の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、ダイオキシン類対策についてお答えいたします。

有害物質による汚染防止につきましては、本市の環境基本計画におきまして施策目標として掲げ、大気、水質、土壤に係る環境基準の達成・維持に努めておるところでございます。

ダイオキシン類対策といたしましては、平成12年1月に施行されましたダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、市内の大気環境4カ所、公共用水域6カ所、地下水3カ所及び土壤10カ所で常時監視を実施しておりまして、すべての地点で環境基準を満たしております。

ダイオキシン類濃度の測定につきましては、事業者の責任において、専門の検査機関で検査を

実施しております。検査結果は、自主測定結果として本市に報告がなされておりますが、すべての施設におきまして、排出基準を満たしておるところでございます。

今後の対応につきましては、引き続き大気環境、公共用水域、地下水及び土壤につきまして、常時監視をこれまでどおり行いまして、ダイオキシン類の汚染状況の実態把握に努めてまいります。また、平成14年12月から、現在より厳しいダイオキシン類濃度基準及び焼却施設の構造基準が適用されますので、引き続き事業所への立ち入り調査を行いながら、改善などの指導を強化してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、本市の廃棄物処理施設でございますが、東工場におきましては、平成14年12月からの排ガスの排出基準を、将来とも確実かつ安定的に満足するために、また、可能な限りダイオキシン類の排出を削減するために、平成13年度から排ガス処理施設の改良工事を行っておるところでございます。

西工場におきましては、平成6年度から8年度にかかけまして改良工事を行い、既に排ガスの新しい排出基準を安定的に満たしておるところでございます。

最終処分場におけますダイオキシン類対策としましては、ばいじんへの薬剤の添加及び覆土を行うことにより、飛散・流出防止を図っております。これらの対策に加えまして、排ガス、灰、放流水、周辺地下水及び作業環境のダイオキシン類測定を定期的に行っておりまして、法基準をすべて満たしておるところでございます。

以上でございます。

都市建設部長（諸岡克重君） 公営住宅について。公営住宅のバリアフリー化及び高齢者、低所得者、少子化対策としての新婚向け住宅、留学生支援のための供給促進についてお答えいたします。

初めに、公営住宅のバリアフリー化についてでございますが、平成3年度着工分からの新築団地におきましては、室内の段差の解消を初めとして、玄関、洗面所、浴室及び共用階段への手すりの取り付け、外部のスロープ化を行ってまいりました。

一方、既存住宅のバリアフリー化につきましては、共用階段への手すり取り付けを平成8年度か



ら行い、平成11年度までに建て替え工事に着手している滑石団地を除く全団地に設置を完了いたしております。あわせて、既存住宅の内部のバリアフリー化は、平成11年度から平成13年度までに35戸を高齢者向け住戸改善事業として、補助事業にて実施いたしております。現在までに、バリアフリー化された住宅は、車いす住宅も含め管理戸数で約1,400戸、全体の約19%を占めております。また、将来的な計画といたしましては、第三次総合計画にも目標値として定めておりますとおり、平成17年度までに2,020戸、平成22年度までに3,800戸を整備し、今後、予測されている高齢者の増加にかんがみ、新築、建て替え住宅はもちろんのこと、既存住宅も可能な限りバリアフリー化を行おうと考えているところでございます。

次に、高齢者、低所得者への供給促進についてでございますが、高齢者につきましては、本市が保有する市営住宅のストックを計画的かつ効率的な改善や更新を行いながら、バリアフリー化を行うことで、高齢者が安全で安心して住める住宅として整備を継続していきたいと考えております。

加えて、高齢者の居住安定を図る住宅供給促進のために、高齢者の居住の安定確保に関する法律が制定されたことから、官民役割分担の上で、高齢者向けの住宅供給を推進しなければならないと考えております。

一方、低所得者に対する対応といたしましては、公営住宅の家賃は、入居者の収入と住宅の立地条件、規模等の住宅から受ける便益に応じた応能応益家賃となっておりますが、それでも収入が著しく低額な方につきましては、家賃の減免措置を行うなど、きめ細かい配慮を行っているところでございます。

次に、新婚世帯向け住宅の優先入居についてでございますが、まず、公営住宅は、公営住宅法により、住宅に困窮する低額所得者を対象に整備された公共のための住宅であり、広くかつ公平に住民一般の利用に供せられるべき性質を有していることから、募集は公募が原則となっております。ただし、特に住宅困窮度の高い心身障害者世帯、母子世帯、老人世帯、多子世帯などにつきましては、社会福祉の観点から、一般の住宅困窮者に優先して入居させるよう国から通達がなされており、

本市におきましては、公募に際し、このような世帯については、一定の戸数を設定し優先入居に配慮しているところでございます。

しかしながら、議員お尋ねの新婚世帯の優先入居につきましては、国の通達に定めがないため、少子化対策とはいえ、現在のところ困難でございます。

次に、留学生用住宅の供給促進についてでございますが、今年度本市が行った留学生の居住状況調査によりますと、長崎市及び近郊にある大学、短期大学に通う留学生は339名となっており、そのうち市内に居住されている方は322名と全体の約95%も占めております。市内居住者の内訳は、留学生専用住宅に67名、公営住宅に13名、民間のアパートや寮に222名、その他ホームステイや知人宅などに20名となっており、民間のアパート等に約69%が住んでいるという状況でございます。現在でも、公営住宅の入居要件を満たせば、当然、申し込みはできることとなっておりますが、単身者が多い、応募倍率が高いなどの理由により、なかなか入居できないのが現状のようでございます。特に、民間借家は、家賃が高い、家主に断られるケースも多いなど伺っております。

したがって、議員ご指摘のように、他都市では、留学生用住宅を整備するために、民間活力を導入した特定目的借上公共賃貸住宅制度という国の補助制度を活用している自治体もございましたので、今後、他都市の状況を見極めながら、先進地の調査等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

都市計画部長（松本紘明君） 交通バリアフリー基本構想の策定状況についてお答えをいたします。

平成12年11月に、お年寄りや体の不自由な方々の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を目的とした交通バリアフリー法が施行されました。これを受けて、本市におきましては、おおむね10年間を目標に旅客施設や道路、駅前広場等のバリアフリー化を図るため、現在、本年度末を目途に交通バリアフリー基本構想の策定を進めているところであります。

基本構想の策定に当たりましては、学識経験者、国、県、警察、交通事業者などの関係機関のほか、

高齢者団体、身体障害者団体などのご意見を拝聴する機関として協議会を設置し、基本構想の内容等について協議をしているところであります。これまでJR長崎駅から市役所・浜町にかけての都心地区とJR浦上駅から松山にかけての浦上地区の2地区を重点地区として設定するとともに、それぞれの地区内において、バリアフリー整備が特に必要である特定経路の抽出や実施すべき事業の内容について検討を行っているところであります。

今後、この基本構想に基づき、道路管理者や警察、交通事業者など関係機関が一体となって、歩道の段差・勾配の改良、誘導ブロックや音響機能つき信号機の設置、電停やバス停の改善など各種のバリアフリー化の事業を行い、だれもが公共交通機関を安全で快適に利用できるバリアフリーのまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

土木建築部長（向井正人君） 電線類地中化推進についてお答えいたします。

電線類地中化につきましては、昭和61年度より平成10年度までに約5,400メートルが完成しております。国の定める新電線類地中化5カ年計画に基づき、平成12年度より平成15年度までに市道松が枝町南山手町線、市道松が枝町2号線、市道銅座町新地町1号線、市道伊勢町大浦町線において約1,000メートルの電線類地中化を進めております。

さらに、出島復元整備に伴い、市道出島町2号線、市道出島町籠町1号線については、路面電車のセンターポール化を含めて、平成14年度から平成17年度にかけて整備を進めていく予定でございます。

今後の電線類の地中化につきましては、電力や通信に関する需要密度や地上機器設置場所の確保など厳しい採択基準がありますが、快適な歩道空間の確保、良好な都市景観の形成、都市災害の防止等の観点から重要な施策でありますので、国や県、また、電線管理者等とも十分な協議を行い、整備促進に努めてまいっている所存でございます。

以上でございます。

6番（飛田典子君） それぞれ答弁をいただきました。

質問内容が多岐にわたっておりますけれども、

どの項目も時期を外しちゃならない大事な項目だったと、そう認識をし、質問をさせていただきましたが、つい先日、外務省が出されました開かれた外務省のための10の改革、この中に、1番のトップに透明性、スピード、実効性、これをキーワードに改革を行っていくという川口大臣のお話でしたが、私も、本当に市の職員の皆様が、それぞれに優先度をもって、それこそ実効性、スピード、透明性はどうかわかりませんが、透明性もあるのでしょうか。頑張っていていただいておりますけれども、私は、まず、このブックスタートのことで、市長に再度、お尋ねをしたいと思っております。

ついこの間、佐世保市でもブックスタートが実行に入っておりますけれども、これは10カ月時に、本のパックが渡されると。なかなか若いお母さんというのは、どういう本を読んで聞かせたらいいかという、この選択に非常に難しいという、そういう声を聞きます。

つい先日も、出産のときに記念植樹をいただくと、ところがマンションとかアパートは、なかなかフラワーポットを持っていらっしゃる方は、いただきに行く方もいらっしゃいますけれども、何人か子どもさんを出産して、まだ一度も行ったことがないとか、たまにそういうお母さんたちも聞きます。たけども、そういうときに、選択肢として、絵本と記念植樹、そのいずれかということでも結構でしょうし、それから健診のとき、こういうときに、この絵本の贈呈する。自治体では出産祝金とか、本当にそういうことをやっているところも、強気でやっているところもあるわけですね。

私は、昨日の市民会議さんですよ、読書の重要性を述べておられまして、私も感動してうなづいておりましたけれども、本当に心の情操教育、これがいかに大事であるかということで、私は、これは去年の7月の新聞の中に、東大の名誉教授の小林登先生の談話が入っておりましたので、ちょっと時間をいただきまして読んでみたいと思っております。

妊娠10週で「反射行動」を起こす。「普通、妊娠に気付くころには、赤ちゃんは子宮の中で12ミリぐらいに育っています。まだ完全な形にまで成長してはいないので『胎芽』と呼ばれます。その

ころ既に、心臓も脳も脊髄も、手足や耳の原形もできています。妊娠7、8週に入ると、口や生殖器らしきものもできてきます。そして人間としての原形ができ、9週を過ぎると1人前になって『胎児』と呼ばれるようになります。妊娠10週前後には、既に胎児は『反射行動（または反射運動）』を起こすようになります。特殊な方法で口の回りを刺激すると、反射的に首や体を反対方向に曲げます。さらに何週間かたつと、刺激に対して口を閉じたりもします。また、胎児の心電図を測りながら母親にタバコを吸わせてみると、拍動のリズムがすぐに変わることが分かります。刺激が強いということですね。「喫煙は、体に軽い酸欠状態を起こしますが、それがさい帯を通しておなかの赤ちゃんに影響を及ぼしているようですので、注意が必要です」。24週で指しゃぶりや歩く練習をおなかの中でしている。「20週のころには、目や耳の基本的な形態がほぼ出来上がります。そして、24週ごろになると、おなかの赤ちゃんはいろいろな行動を起こします。そのひとつが羊水を飲み始めることです。これは、生まれてから母乳を飲む運動のもとになります。羊水は、少々甘味のある液体ですが、その中にサッカリンという物質をほんの少量加えて甘味を増す実験が、かつてアメリカで行われました。すると胎児は、激しい勢いでその羊水を飲み始めたというのです。つまり、胎児は羊水の味が分かるのです。また、母親の胎盤の出っ張ったところを乳首を吸うように吸ったり、指しゃぶりをしたり、歩く練習や肺で呼吸する練習もしているというんです。胎児は、このように子宮の外に出たときに備えて、あらゆる予行演習をしているのです。子宮の中は暗闇ですから、胎児には何も見えていないだろうと考えがちです。しかし、強い光を母親のおなかに当てると、胎児は後ずさりし、弱い光では『何だろう』というように近寄ってくるという報告があるのです。その報告によれば、そのとき胎児は、まぶたを開閉したり、眼球をきょろきょろと動かしたりしているのです。このように、おなかの中の赤ちゃんがさまざまな事を感じ取り、外に生まれ出たときに備えていろいろな行動をしていることを知れば知るほど、その能力の高さに驚きます。小林教授は、『大切なことは、胎児の能力の高さを認識するこ

とによって、同時に、母親とその周囲の人が胎教の重要性を確認することです』と述べています。胎教は、周囲による母親への『エモーション・サポート（情緒的支援）』そのもので、胎児を教育することではありません。母親のストレスの緩和や精神の安定が胎児を育て、安産や生後の親子の『きずな』を強いものにすることができるのです。ただでさえ『ストレス社会』と呼ばれる現代では、核家族化などの影響で深まる、母親の孤立感を和らげることが大切なのです。『胎児は何でも見ている、聞いていることを忘れずに、周囲が母親と子が心豊かに生活できるようやさしく勇気づけをしてほしい』と小林先生がおっしゃっています。

なかなか、最近では、児童虐待など本当に残虐な現状が多いんですけれども、そういう事件が多い中で、今、全国的に、こういう読書運動が展開をしております。ボランティア、それからいろいろな保健婦さん、それからNPOの方々、学生のボランティア、こういう方たちがですね、本当に子どもに対して読み聞かせ、学校にあっては、授業の前の10分間読書運動、これで本当に、私はもっと長崎もいいことであれば、予算もそんなたくさんかからないと思います。

私は、動物も非常に大事だと思います。そういう意味では、動物の適正飼養についても何年前に質問させていただいているんですけれども、今回も野良猫に対する去勢の手術、これも市の獣医師会の方でということ、連携を取ってやっていますけれども、本当に動物も人も有史以来、共生をしているわけですね。だから、本当に動物にもそういう手当てをするのであれば、赤ちゃんにも、また、妊娠しているお母さんにも、同等に、公平にやはり育てて行かなければいけないのではないかなと、私は、野良猫を例に挙げるつもりではなかったんですけれども、本当にそういうはぐくむやさしい、そういうブックスタートの事業に向けて、再度、市長のご決意をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、観光ですけれども、先ほど観光部長の方から、本当に前向きな答弁をいただきまして、うれしく思いました。私、三菱の豪華客船は、ちょっと見たことないんですけれども、まだですかね、

ダイヤモンド・プリンセスとサファイヤ・プリンセス、この2隻、これが10月に外装ということで、内装に入る前に2カ月間浮上させておくわけですね、2隻ね。すばらしい豪華客船だそうです。私は、本当に世界の観光のトップをいくこの長崎、そしてまた、この長崎市でも三菱というと議員さんたちを見てもおわかりのように、すばらしい素材というか、観光の素材がたくさんあります。

そういう意味では、ぜひライトアップをして観光に貢献ができないか。観光部長、長崎市と三菱重工でお話し合いをしていただき、ぜひ、これを観光にスポットを当てていただいてライトアップをするとどんなにか、市議会を挙げて観光振興対策特別委員会でも、私たちでも、ぜひ行きたいと思っておりますので、どうかこれに向けては全力で取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、そのご決意のほどもお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、観光につきまして、修学旅行生が、今、タクシーで個々に動いている、グループですね。あそこもここも、あれもこれもと、限られた時間の中で、あちこちすばらしい箇所があるものですから、それをコーディネートするコーディネーターがなかなか少ないらしいので、できればコースは、それぞれ旅行業界とか観光課でもどうなんでしょうか、コーディネートする方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、そういう観光素材をうまくコーディネートをして、そして、カラーライン化も含めて、強く推進していただきたいと思いますと思っておりますけれども、この答弁をまずお願いします。

市長(伊藤一長君) 飛田議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、ブックスタートの件でございますが、たしか、これは前、田村議員さんも質問されておりますし、1992年ですか、英国のバーミンガム市でスタートしたのが一番最初かと思っておりますが、確かに、日本の場合は、少子化社会でございますし、子どもが体内から、そして6歳児の健診から含めて、乳幼児を含めたような形で早くから、そういう読書に親しんでいただく、あるいは音楽に親しんでいただくということは、これは私は大事なことでありたいと思っております。

ただ、今議会でもそうでありますけれども、例

えば保育所の待機児童の問題がございましたけれども、少子化対策をどの時点で、どういう形で対応に力点を置いてとらえた方がいいのか、幅広く、例えば病後児の保育の問題もございますし、3歳児までの歯の検診の問題もありますし、あるいは夜間の24時間体制の小児科の問題もございますし、いろいろな形で実は多岐にわたっておりまして、同じ少子化だけでも。ですから、子どもの問題も非常に多岐にわたっていますので、どの時点で力点を置いてどうすればいいのかと、そうかと言いまして、これは46名の議員さんがおれば、46名の方々それぞれ熱い思いがあることも、これまた少子化対策一本絞ってもそうであるように、非常に実は難しいテーマだというふうに思います。

殊さら難しくしているわけではないんですが、例えば県がスタートしたではないかということですが、県も今年度からスタートしましたけれども、たしか私が聞き及ぶところは3カ年事業だと思っております。時限立法のたしか立ち上げのようでありまして、しかも、3年間のうち1カ年だけ総事業費のたしか2分の1を補助すると、しかも、中核市とか保健所の政令市は対象にならないと、ですから、長崎市も佐世保市も対象にならないわけですが、そういうスタートの内容でございますし、もう少し中身を精査する必要があるのではないかと。確かに子どもは、子どものころからよく言われているのは、母親が横に添い寝してくれて、いろいろな話をしてくれたり、童謡を歌ってくれたりというのは、これは私は、飛田議員さんご指摘のように大事なことで、昔も大事だし、今も大事だし、これからも大事なことでありたいことは十分に認識をいたしております。

ただ、いみじくも本壇でも飛田議員さんも申し上げましたように、また、昨日の池本議員さんの質問でもそうであったんですが、教育長の答弁では、現在の小中学校の段階で6割が、これは朝の学習が始まる前に、早朝という形でする学校もあるし、時間内でするところがある、いろいろな組み合わせ方あるんでしょうけれども、長崎市の小中学校の場合は6割の学校が読書をするという形で定着をしつつありますという報告がっておりますので、このことも含めながら、問題は読書だと思うんです。活字に親しむ、読書を親しむ、そういう

ふうなことを通じて、いわゆる親子の関係とか絆とか家族の問題とか、そういう知識を深めるとかということが大事だと思いますので、このことも考えながら、このブックスタートの問題、どういうふうにとらえたらいいかというのを、私どもも検討させていただきたいというふうに思います。

それから、今度の三菱重工が受注いたしました1隻目の船が、たしか5月でございますか、第1隻目が進水するわけでございます、聞くところによりますと、飛鳥もすばらしい船でございますけれども、あそこの岩瀬道の八軒家の三菱重工の本社の横でも倍以上の大きさ、そして高さも倍以上の高さという、とてつもない船のようではありません。

確かに、飛田議員さんおっしゃるように、これが進水したら、長崎にとっても、しかも1隻目で、それが今度、艤装が終わって出航しましたら、今度は2隻目が進水するわけですので、これは長崎にとっては、観光都市として、しかも国際観光都市として、このタイミングを逃す手はないというのは、まさに私もそう思います。

先ほど観光部長も熱い思いで答弁をしたようにございますけれども、ただ問題は、相当大きい船でございますので、私どもも単純にライトアップとか何か考えますけれども、私も実は同じことを考えて、同じことを三菱重工長崎支社の方に申し上げているんです、実は。飛田議員さんより早く申し上げているんですけれども、なかなか船の規模がとてつもない規模でございます、しかも、艤装をしながら、今度は次の船の進水の段取りをしながらという形の、かなりそういうペースの作業のようでありまして、グラバー園の方から、今ここに浮かんでいる大きな船は、こんなに世界でも冠たる船ですよと、国際観光船ですよと。しかも、これができ上がっても、平成18年の春にできます女神大橋の高さをクリアする船なんですよということも含めた、そして、そういうサイズも含めた、そういうのを例えばグラバー園あたりから説明板とか、ここから見たら一番よく見えますよということ何かは、私は可能ではないかなと思っておりますが、そのほかの問題につきましては、やはり非常にデリケートな作業の日程の問題とか、余りにも規模が大き過ぎる問題とか、いろいろなこと

があるようでございますので、ぜひ今後、観光部長も頑張ると思いますので、ひとつよろしく願いさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

6番（飛田典子君） 大きく期待をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっとしつこくこだわるようですけども、ブックスタートも、市長もいやでしょうかね。私は、この間、福岡にたかしよいち先生というすばらしい児童文学の先生の講演を聞きに行きまして、こういう胎児のときから反応する。NHKのテレビでも、夫婦げんかをして声を出すたびに反応している。本当に首を振って反応している。私は、そういうものを見るにつけても、胎児のときが一番大事ではないか。むしろ、生まれてから何歳児のときに、健診のときに本を読んで聞かせる、お乳やりながら本を読んで聞かせるのも最高にすばらしいことだそうですね。この先生も、お母さんがすごく本をずっと読んでくださった。中には怖い本も読んでくれた。怖い本のときには、毎日、同じ本を持ってきて、そしてお母さんに読んでもらった。怖い場面に来ると、お母さんのそばにいた。そして、何か大きな声で、お母さんが怖いところの部分を読むと、お母さんにしがみついていたと、自分は、1日に1回、そういうお母さんに本当にスキンシップで抱かれるとか、そういうことを考えると、本当に本というのは、すばらしいんですよということですね。

ですから、私は、本当に子どもたちの心の教育、学校の現場でも心の教育と言ったって、やはり小さいときから、胎児のときからが大事ではないかなと、そう考えます。

そういう意味で、県が1年なり2年なり3年になるかわかりませんが、スタートしたということは、私は、すばらしいことだと思います。やっていく中で、本当にいいものであれば継続していかれるでしょうし、それはだれもが認めることだと思いますので、どうか市長、よろしく願いしたいと思います。

それから、待機児童のことですけども、北九州を調べてみました。特例交付金の北九州では、平成11年で261名待機児童がいました。12年で201名、13年で137名、それは保育所の入園児数1万

5,000人のうちの137名が待機児童なんですね。長崎市は、先ほどの答弁の中で6,918人の入所のうちに352名、およそ半分以上が待機しているということですよ。

ですから、本当に私は、どこまでどういうふうにして努力をされてきたのかなと、こう思うんです。いろいろその中身、待機しているその児童の中身に問題があるのかもしれませんが、私は、今、空き店舗がたくさん出てきています。無認可の保育所もありますね。こういう無認可保育所を認可保育所にと、そういうふうに国としては促進していきなさいということをおっしゃっています。場所がなければ、その空き店舗を利用するか、もう少し全国的に、そういうことを調査しながら、私は進めていっていただきたいなと、かなりの予算を国はとっております。

この待機児童をゼロにするために特例交付金もあり、そして今回も、本当に、何億何百万という予算をとっております。私は、本当に現場へも何回行かれたのかなと、机上の答弁ではなからうかなというものも感じます。私がもし間違っていれば謝りますけれども、私は、もっともっと子どもたちのために、何とかという思いで努力をしていただきたい。このように、やっていることはわかるんですけども、だけでも、答弁の中でも、こうしてああしてと、こうしたけれどもというものを少しいただきたいなと思いました。

そういうところで、待機児童に対する今後の取り組みといいますか、部長、お願いします。

福祉保健部長（高谷洋一君） 先ほども答弁いたしましたけれども、私たちの方も待機児童の解消は大変重要な仕事だと認識しております。

先ほど飛田議員さんもおっしゃいましたように、無認可保育所の中にも基準を達成するものがそろそろあるようでございますので、そういったものを具体的に進めていきたいというふうに考えておりますし、施設の整備につきましても、今年度も何力所かやる予定にもしております。あらゆる知恵を絞りまして努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

6番（飛田典子君） 時間がもう少しあります。

環境部長、本当にいろいろなことで取り組んでいただいていることに、私は敬意を表しております。庁内のISOの取り組みについては、すみません、昨日とダブリましたものですから、急遽、家庭版ISOに切り替えさせていただきましたが、本当に前向きに、市民ぐるみで地球温暖化防止もストップという意味では、楽しい運動ではないかなと、私が感動したものですから、ぜひ取り組んでいただきたいなと思いました。

それから、女性起業家に対する支援ですけれども、商工部長、私は小口、中小企業の融資制度がありますというんですけれども、本当に女性がいろいろなノウハウを持っております。インターネット、いろいろ持っております。女性が元気になれば、私は家庭も変わるし、社会も変わるし、世界も変えていくわけですね。

そういう意味では、その中小企業の融資を、私がもし企業の社長だったら、もう金融会社だったら、こういうのがありますよという目玉商品として私は売り込みます。そういう意味では、アマランスの研究ですか、学習会、こういうところと連携を取りながら、女性起業家のための融資制度を立ち上げてみてはどうかと、こういうふうに思っておりますので、どうか前向きに取り組んでいただければと思っています。最後に、ご決意を。

商工部長（石崎喜仁君） 私どもでは、現在、融資案内等で起業家の方に、いろいろこの資金等についてアピールをしておりますが、今年度、この企業創業資金等につきましても、独自のリーフレットを作成しまして、その中で、起業家を目指す女性の方々へアピールできるような内容を盛り込みまして、女性センターや商工会議所等の関係機関に設置するように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

副議長（江口 健君） 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、次回の本会議は3月11日午前10時から開き市政一般質問を続行いたします。

今日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後3時1分 =